

街づくり特別委員会に提出した資料

耐震診断及び耐震改修に関する条例提案資料

1. 阪神・淡路大震災の被害概要 平成7年警察白書より

(1) 概要

災害の名称	阪神・淡路大震災
地震の名称	平成7年兵庫県南部地震（気象庁命名）
震源地	淡路島（北緯 34.6 度、東経 135 度）
震源の深さ	14 キロメートル
地震の規模	マグニチュード 7. 2
震度 7 の地域	神戸市長田区、中央区、灘区、東灘区、芦屋市、西宮市、淡路島北淡町等の一部

(2) 人的・建物被害 (平成7年4月24日現在、警視庁調べ)

死者	5,502 人
行方不明	2 人
負傷者	37,135 人
家屋全壊	93,852 棟
家屋半壊	106,882 棟
家屋全・半壊	7,472 棟

(3) 死亡者の死因 (平成7年4月24日現在、警視庁調べ)

2. マンションについて

東京都都市整備局発行「マンション管理 ガイドライン」より抜粋

「近年、東京都内でも震度5強を記録するなど、大きな地震が頻発している。特に平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、多くの建物が被災し、マンションにおいても様々な被害が生じた。なかでも、昭和56年における建築基準法改正以前の耐震基準で建築されたマンション等での被害が目立った。マンションは、戸建住宅に比べはるかに建物規模が大きく、また、区分所有される共同住宅であることから、被災により倒壊などの被害が生じると、地域への影響が大きく、また、人的な被害も大きくなる事が懸念される。さらに、阪神・淡路大震災の実例からも見られるように、被災後の再建に際して、合意形成などに大きな困難を生じた。(中略) これまでの地震による被害状況からも、特に昭和56年以前の耐震基準で建築されたマンションをはじめとする建物などは、建物の耐震性を点検し、必要に応じて耐震補強を実施していく必要があると考えられる。」